○総務省告示第十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）第一号2（30）及び第1号3（5）の2は、平成二十六年度分、第1号3（10）の4は、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年一月十九日　総務大臣　山本　早苗

第一号1中

「（　30）　北越急行株式会社　同　」を

「（　30）　北越急行株式会社　同
（　30）の2　えちごトキめき鉄道株式会社　同　」に、

「（　32）　万葉線株式会社　同　」を

「（　32）　万葉線株式会社　同
（　32）の2　あいの風とやま鉄道株式会社　同　」に、

「（　34）　のと鉄道株式会社　同　」を

「（　34）　のと鉄道株式会社　同
（　34）の2　ＩＲいしかわ鉄道株式会社　同　」に

改める。

第一号2中

「（　15）　東京瓦斯株式会社（熊谷支社のうち鴻巣地区に係るものに限る。）　同　」を

「（　15）　削除　削除　」に、

「（　23）の2　静浜パイプライン株式会社（静岡県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　静岡県知事　」を

「（　23）の2　静浜パイプライン株式会社（静岡県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　静岡県知事
（　23）の3　南遠州パイプライン株式会社（静岡県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　」に、

「（　30）　沖縄瓦斯株式会社　沖縄県知事　」を

「（　30）　沖縄ガス株式会社　沖縄県知事　」に

改める。

第一号3中

「（　5）　三菱マテリアル株式会社（東北電力所に係るものに限る。）　秋田県知事　」を

「（　5）　三菱マテリアル株式会社（東北電力所に係るものに限る。）　秋田県知事
（　5）の2　サンパワー株式会社（サンパワー株式会社太陽光発電所に係るものに限る。）　同　」に、

「（　10）の2　株式会社アバンセコーポレーション（太陽光発電設備に係るものに限る。）　同　」を

「（　10）の2　株式会社アバンセコーポレーション（太陽光発電設備に係るものに限る。）　同
（　10）の3　ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（水戸ニュータウン・メガソーラーパークに係るものに限る。）　同　」に、
（　10）の4　株式会社グッドスマイルカンパニー（太陽光発電設備に係るものに限る。）　栃木県知事　」

「（　23）の2　エコ・パワー株式会社（和歌山県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電に係るものに限る。）　同　」を

「（　23）の2　エコ・パワー株式会社（和歌山県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電に係るものに限る。）　同　」に

「（　23）の3　西日本旅客鉄道株式会社（厚狭メガソーラー発電所に係るものに限る。）　山口県知事　」

改める。

第一号5中

「（　19）　ソフトバンクモバイル株式会社（紀伊由良基地に係るものに限る。）　和歌山県知事」を

「（　19）　削除　削除　」に、

「（　20）　株式会社ＮＴＴドコモ（由良局に係るものに限る。）　同　」を

「（　20）　株式会社ＮＴＴドコモ（由良局に係るものに限る。）　和歌山県知事」に

改める。

第二号2中

「（　1）　東京瓦斯株式会社（群馬支社及び熊谷支社のうち鴻巣地区に係るものを除く。）　」を

「（　1）　東京瓦斯株式会社（群馬支社に係るものを除く。）　」に

改める。

第二号5中

「（　5）　ソフトバンクテレコム株式会社　」を

「（　5）　削除　」に

改める。

○国土交通省告示第百五十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16151	ニッサン　ＬＤ　ＡーＤＮＴ31	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第百五十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16328	トヨタ　ＣＢＡー　ＧＲＪ150Ｗ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
16329	トヨタ　ＣＢＡー　ＧＲＪ151Ｗ	〃	〃

○国土交通省告示第百五十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
15130	トヨタ　ＤＢＡー　ＮＣＰ81Ｇ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地